

# 兵庫県公報

平成27年3月3日 火曜日 第2675号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払いについて（港湾課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
<b>労働委員会訓令</b>	
○ 労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令	11
○ 労働委員会公印規程の一部を改正する訓令	12
<b>内水面漁場管理委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	12
○ 平成27年度増殖基準数量	12
<b>教育委員会規則</b>	
○ 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則	13
<b>正 誤</b>	
○ 平成12年3月31日付け兵庫県公報第15号外中	14

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第3号）  
兵庫県立川西高等学校を平成26年度末をもって廃止することに伴い、同校の通信制課程の協力校としての機能を兵庫県立阪神昆陽高等学校に移すこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成27年2月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に  
対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対して  
のみ取消しの訴えを提起することができる。

平成27年 3 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	木津地区	平成27年 3 月 3 日から 同 月 23 日まで	赤穂市役所



**兵庫県告示第146号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次の  
とおり解除する。

平成27年 3 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成24年兵庫県告示第215号により指定した区域（佐用郡佐用町家内字柳原466番4、466番6、475番5、  
481番3、里道の一部）の全部

2 特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第147号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市から次の  
とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

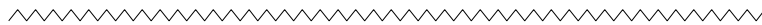
公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成27年 2 月 24 日から同年 3 月 31 日まで

3 作業地域

尼崎市西難波町3丁目ほか



**兵庫県告示第148号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次の  
とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

(1) 公共測量（3級基準点測量 No. 791（20A99再設置））

(2) 公共測量（4級基準点（No. 0791-001～003 新設3点））

2 作業期間

平成27年 2 月 23 日から同年 3 月 27 日まで

3 作業地域

西宮市大社町ほか



**兵庫県告示第149号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成27年 3月 2日から同月31日まで
- 3 作業地域  
宝塚市



**兵庫県告示第150号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月 3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 3月 3日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 長谷市川線	神崎郡市川町田中宇道筋27番1から 同 郡同 町田中宇道筋30番3まで	旧	8.0から 9.0まで	41.0	
		新	8.0から 10.0まで	41.0	
県道 大江島太子線	姫路市勝原区丁字嶽ノ下266番1から 同 市勝原区丁字嶽ノ下266番1まで	旧	9.0から 9.0まで	57.0	
		新	9.0から 16.0まで	57.0	



**兵庫県告示第151号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年 3月 3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年 3月 3日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区高津字ソラ高尾665番 1から 同 郡同 町村岡区高津字高尾663番1ま で	旧	13.0から 22.0まで	59.0	
		新	19.0から 52.0まで	59.0	



**兵庫県告示第152号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月3日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市生野町黒川字長右衛門田723番1か ら	旧	4.0から 8.0まで	55.0	
	同 市生野町黒川字大外奥169番5まで	新	4.0から 12.0まで	55.0	

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
船舶	A935	平成27年3月31日	宝塚市	阪神北県民局	平成26年12月1日



**県有地の一般競争入札による売払いについて**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	淡路市志筑字南浜3111番86	348.03	雑種地
2	淡路市志筑字南浜3111番89	1,655.92	雑種地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者  
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）を滞納している者
  - (10) 法人税、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
  - (11) 会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、県が経営状況を勘案して応募を認めることができる。）
  - (12) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (13) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所管理第2課
  - (2) 配布期間及び申込期間  
平成27年3月3日（火）から同月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5  
洲本総合庁舎会議室（詳細は申込者に別途連絡します。）
  - (2) 日時  
物件番号1 平成27年3月19日（木）11時から  
物件番号2 平成27年3月19日（木）13時30分から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
  - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部土木局港湾課計画振興班

電話 (078) 341-7711 内線4454



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミリオンタウン明石硯町

所在地 明石市硯町三丁目455-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社万代

住所 大阪市生野区小路東三丁目10番13号

代表者の氏名 加 藤 徹

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	加 藤 徹

外未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年10月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,040平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

130台

(2) 駐輪場の収容台数

100台

(3) 荷さばき施設の面積

70平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

72.9立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前7時から翌午前0時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成27年2月5日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年3月3日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成27年7月3日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハローズ夢前台店  
所在地 姫路市上手野字又十郎新開309番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ハローズ  
住所 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号  
代表者の氏名 佐藤利行
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
ハローズ上手野店
    - イ 変更後  
ハローズ夢前台店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号	佐藤利行
未定		
    - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号	佐藤利行
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	榎原栄一
株式会社セリア 外2者	岐阜県大垣市外瀬2丁目38番地	河合映治

## 4 変更年月日

## (1) 大規模小売店舗の名称

平成27年2月1日

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成27年2月1日

## 5 届出年月日

平成27年1月23日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

## (2) 縦覧期間

平成27年3月3日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成27年7月3日

## (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アイティ

所在地 豊岡市大手町340番地

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
|----------------|-----------------|--------|
| 株式会社藤屋         | 京都府福知山市字上紺屋15番地 | 後藤弘和   |
| ヒサコーポレーション株式会社 | 豊岡市中央町16番13号    | 桂伸太郎   |
| 株式会社藤          | 豊岡市泉町4番7号       | 藤原紘道   |

外11者

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## ア 変更前

午前10時から午後9時まで

## イ 変更後

午前8時から午後9時まで

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯



## ア 変更前

午前9時30分から午後9時30分まで

## イ 変更後

午前7時30分から午後9時30分まで

## 4 変更年月日

平成27年1月16日

## 5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称        | 住所              | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------|--------|
| 株式会社さとう   | 京都府福知山市字上紺屋15番地 | 佐藤 総二郎 |
| 有限会社佐伯    | 豊岡市若松町4番17号     | 佐伯 卓哉  |
| 株式会社岩本時計店 | 豊岡市京町10番6号      | 岩本 成明  |

外15者

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

11,155平方メートル

- (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

477台

- (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

91台

- (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

186平方メートル

- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

66立方メートル

- (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

入口1箇所、出口3箇所

- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 6 届出年月日

平成27年1月15日

## 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間

平成27年3月3日から4月間

## 8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成27年7月3日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野店

所在地 小野市王子町字太良右兵衛門池868番地1

- 2 同法第8条第1項の規定により小野市から聴取した意見の概要  
新設される出入口の必要性について

イオン小野店敷地の北東に位置するみなと銀行北側の県道三木宍粟線に面する箇所、来客者にとって利便性の高い左折専用出入口「出入口7」が設置されることにより、出入口4の右折入庫が防止され、本市のシビックゾーンの中心となる大池公園北交差点付近の渋滞緩和につながるため、出入口7の設置は必要である。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成27年3月3日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス丹波柏原店

所在地 丹波市柏原町柏原字六反田2914ほか

- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要

- (1) 交通安全確保に係る事項

ア 店舗北側の国道176号については、交通量が多いことに留意し、計画店舗への右折入庫禁止の運用を徹底すること。また、敷地内看板や路面表示、広告等によって来店者に来退店経路の周知徹底を図ること。

イ 新規開店時や売り出し期間等の繁忙期には、出入口に交通整理員を配置し、円滑な交通誘導を行い、事故防止に努めること。

- (2) 周辺的生活環境に係る事項

ア 周辺地域に影響する騒音、臭気などの公害を発生させないように努めるとともに、発生した場合には適切な処置を行うこと。

イ 計画店舗敷地内の緑地について、周辺環境に影響を与えないよう、適切な維持管理に努めること。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成27年3月3日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年3月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市浜町58番1の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市中央区南船場4丁目4番3号

東急不動産株式会社 支配人 細井俊宏

- 3 許可年月日及び許可番号

平成26年11月26日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－6－3号（25芦屋）



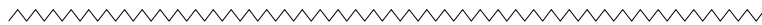
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡2丁目4番3、4番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡稲美町国岡2丁目9番地の16  
株式会社ロイヤルサイエンス 代表取締役 井 口 雅 嗣
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 8月 5日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－10号（26稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市中広字東沖1264番、1265番1の一部、1266番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区梅田二丁目2番2号  
株式会社ライブリッジ 代表取締役 岡 本 充 代
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 7月 7日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－14号（26赤穂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
篠山市東吹字東中道ノ坪1121番から1124番まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇 野 正 晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年11月14日  
兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1－2号（26篠山）

**労 働 委 員 会 訓 令**

兵庫県労働委員会訓令第1号

事 務 局

労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月 3日

兵庫県労働委員会会長 滝 澤 功 治

**労働委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令**

労働委員会事務局決裁規程（平成17年兵庫県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号及び第4号並びに第5条第3項中「課長補佐又は係長」を「班長又は主幹」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



**兵庫県労働委員会訓令第2号**

事 務 局

労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月 3日

兵庫県労働委員会会長 滝 澤 功 治

**労働委員会公印規程の一部を改正する訓令**

労働委員会公印規程（平成17年兵庫県労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。  
第5条第1項及び第6条中「総務係長」を「総務調整班長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**内水面漁場管理委員会公告**

**兵内漁委指示第68号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成26年11月10日に次のとおり指示した。

平成27年 3月 3日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 秋 武 宏

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (イ) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (ロ) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成27年 3月 3日から同年12月31日まで



**兵内漁委指示第69号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成27年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり指示した。

平成27年 3月 3日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋 武 宏

1 増殖の基準数量

平成27年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ (kg)	こい (尾)	ふな (尾)	うなぎ (kg)	にじます (尾)	あまご (尾)	やまめ (尾)	さくらます (尾)	いわな (尾)	まはぜ (尾)	わかさぎ (万粒)	もろこ (尾)	もくずがに (尾)	すっぽん (尾)
1	猪名川	120		4,000	10	5,000	1,000					200		500	200
2	武庫川	50		1,000	10	1,000									
3	羽束川	50			10	1,000	1,000			1,000					
4	加古川	1,000		10,000	200	3,000	5,500					300	1,000	7,500	
5	市川	600		2,000	15	1,000	3,000								
6	夢前川	250													
7	揖保川	2,400		3,000	50	2,500	10,000			1,000		300		1,000	200
8	千種川	2,000		2,000	20		5,000					100		1,000	
9	竹田川	30		1,000											
10	円山川	2,000		9,000	20	3,000	やまめに含む 10,000	やまめに含む			5,000			1,000	
11	竹野川	90		1,000	10	1,000	やまめに含む 1,000							1,000	
12	矢田川	700		1,000	10	1,000		1,200	やまめに含む	800				1,000	
13	岸田川	300		1,000	10			3,000	やまめに含む	800				1,000	
	計	9,590		35,000	365	18,500	25,500	15,200		3,600	5,000	900	1,000	14,000	400

免許番号	河川名	産卵場造成						
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがい (箇所)
1	猪名川		1					
2	武庫川							
3	羽束川							
4	加古川		5	3				
5	市川							
6	夢前川							
7	揖保川		2	1	1	1	1	1
8	千種川		3	2		1	1	1
9	竹田川							
10	円山川		3	3		1		1
11	竹野川		1	1				
12	矢田川							
13	岸田川		1	1				
	計		16	11	1	3	2	3

2 この指示の日以降において、漁場環境の変化等により、増殖基準数量の達成が困難となった場合は、あらかじめその理由を付して委員会に届け出なければならない。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

兵庫県教育委員会  
委員長 高 崎 正 弘

兵庫県教育委員会規則第3号

兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県立川西高等学校	川 西 市
------------	-------

」

を

「

兵庫県立阪神昆陽高等学校	伊 丹 市
--------------	-------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

正 誤

○平成12年3月31日付け（兵庫県公報第15号外）

兵庫県規則第78号（都市計画法施行細則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
36	2	関係許可等不要証明申請書	開発許可等不要証明申請書